

第21号

社会福祉事業経営者と事務担当者のみなさまへ

平成29年6月30日発行

# ksk-info

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
福祉部 施設・団体事業推進課内  
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

F A X 044-739-8737

E-mail [keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp)

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensienjigyo】

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

### 【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

#### 受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

#### 連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

## 公的年金、国民年金制度の一部が改正されます(8月)

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が公布され、2017年8月1日より施行されます。

今までは年金を受給するために公的年金制度に25年間は加入実績がなければ受給対象になりませんでした。施行後は10年に短縮されます。

新たに年金を受けとれる方が増えます(受給資格期間25年→10年)

☆ 詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください ☆  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356.html>



## 研修会情報(9月)

昨年、改正社会福祉法が全面施行されました。施行後の具体的な実務に関して内容を再確認し、疑問点を解消するフォローアップ研修を開催いたします。皆様のご参加お待ちしております。



**研修内容** (仮) 今振り返る新福祉法における法人運営手続き

**開催日時** 9月15日(金) 午後2時から(予定)

**会場** 川崎市総合福祉センター 7階 大会議室

**対象** 理事長・理事・評議員・施設長

**講師** (株)福祉総研 松本和也氏

相談担当専門家からの

## あるある相談コーナー【第 13 回目】



## ～平成 29 年 4 月からの会計処理の留意点～

みなさん、こんにちは。さて、平成 28 年度より全法人で適用している「社会福祉法人会計基準」(厚生労働省令第 79 号。以下、関係通知を含めて「会計基準」と総称します。)は、平成 28 年 11 月 11 日に改正され、平成 29 年度よりその改正内容が適用されます。また、平成 29 年 3 月 29 日には入札契約等に関する通知が改正され、随意契約を可能とする範囲が緩和されています。これらを踏まえ、今回は現在確認しておくべき改正事項等について、まとめておくことにしましょう。

## (1) 平成 29 年度に適用される会計基準関連の通知等

会計基準に限らず、国が発出する通知等は改正されて内容が変化します。そのため、現在の通知がもっとも新しく、適用すべき通知はどれなのかを、正確に把握しておく必要があります。

平成 29 年度の会計処理について参照すべきものは、次の通りです。

名 称	発出日	番 号	最終改正	略 称
社会福祉法人会計基準	H28. 3. 31	厚生労働省令第 79 号		会計基準省令
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理などに関する運用上の取り扱いについて	H28. 3. 31	雇 児 発 0331 第 15 号 社 援 発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号	H28. 11. 31	局長通知
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	H28. 3. 31	雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障 発 0331 第 2 号 老 総 発 0331 第 4 号	H28. 11. 31	課長通知

このうち会計基準省令は会計基準そのものが定められた厚生労働省令であり、基本的な考え方のほか、作成すべき計算書類の様式や勘定科目の一覧などが示されています。

また局長通知では、(別紙)として「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」(従前の注解にあたるもの)が示されているほか、注記や附属明細書、財産目録等の様式が示されています。

そして課長通知では、別紙として「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」や勘定科目説明などが掲載されています。

上記の通り、いずれの通知も平成 28 年 11 月 11 日に最終改正が行われており、この内容が平成 29 年度の会計処理に適用されることとなりますので、確認しておくことが必要です。

## (2) 勘定科目の変更

介護保険事業や保育事業などの社会福祉事業は、毎年のようにその制度が検討・改正され、新しい事業が創設されたり、制度の考え方が変わったりします。会計基準はこのような制度改正に対応できるよう、勘定科目の変更が行われますが、平成 28 年 11 月 11 日の改正でも勘定科目の変更が行われており、平成 29 年度から適用する必要がありますので、会計ソフトの設定変更などを早めに行っておかなければなりません。ご使用の会計ソフトの対応状況とともに、それぞれの法人様における勘定科目の設定状況も確認しておかなければ、決算が近づいた時期に 1 年間の処理を修正しなければならなくなることも想定されます。

今回の改正における勘定科目の変更は、次ページの表に示した収入(収益)の勘定科目です。

全体を通して見ていただくとわかる通り、その大半は事業収入を(公費)と(一般)に細分化するという改正です。

なお、「改正の要点」に示した(中)の表記は、中区分の科目であることを示しています。また、ここに示した内容はあくまで資金収支計算書における勘定科目で表示していますが、事業活動計算書の勘定科目でも同様の改正がありますし、勘定科目の説明内容はここではお示しする紙幅がありませんので、改正後の課長通知をご確認いただきますよう、お願いいたします。

大区分	改正の要点 (資金収支計算書科目で説明)
介護保険事業収入	(中)利用者等利用料収入に食費収入(特定)や居住費収入(特定)などの新科目を設定。また(中)その他の事業収入の補助金事業収入、市町村特別事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。そのほか勘定科目説明に新たな事業を追加。
老人福祉事業収入	(中)運営事業収入の補助金事業収入を(公費)と(一般)に区分。
児童福祉事業収入	(中)その他の事業収入の補助金事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。
保育事業収入	(中)その他の事業収入の補助金事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。
障害福祉サービス等事業収入	(中)その他の事業収入の補助金事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。そのほか文言修正。
生活保護事業収入	(中)その他の事業収入の補助金事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。
医療事業収入	(中)入院診療収入、外来診療収入、訪問看護療養費収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。また(中)その他の事業収入の補助金事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。
その他の事業収入	(中)その他の事業収入の補助金事業収入、受託事業収入をそれぞれ(公費)と(一般)に区分。

### (3) 経理規程の改正

平成 28 年度のスタート前に、平成 23 年 7 月 27 日に制定された社会福祉法人会計基準(いわゆる当時「新会計基準」と呼ばれていた会計基準)に合わせて経理規程を改正された法人様も多いと思います。しかし会計基準省令の制定によってその経理規程は発効することなく再改正を余儀なくされたため、多くの法人様では平成 29 年 3 月の理事会で経理規程の改正を行ったのではないのでしょうか。

ちなみによくご質問を受けるので念のため付記しますが、経理規程の改正は評議員会の議決事項ではありませんので、理事会での承認で足ります。

さて、今年 3 月に経理規程の改正を行った法人様でも改正が必要となるのが、今回の随意契約の条文改正です。社会福祉法人における契約の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 12 年 2 月 17 日/社援施第 7 号)によって示されていましたが、今般この通知が廃止され、新たに「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 29 年 3 月 29 日/雇児総発・社援基発・障企発・老高発 0329 第 1 号)が発出されました。この改正による主な変更点は、随意契約可能な範囲が拡大されたことです。この拡大された随意契約の範囲を適用するためには経理規程の変更が必要ですので、未改正の法人様におかれては、早めに改正されることが事務手続きの簡素化につながります。

多くの法人様ではモデル経理規程を参考に定められていると想像されますので、改正の条文の一例をお示しします。

#### 【改正前】(モデル経理規程の条文)

(随意契約)

**第 74 条** 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合(第 2 号以下略)



【改正例】

(随意契約)

**第 74 条** 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でない認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合 (第 2 号以下略)

	区分		
	工事又は製造の請負	食料品・物品等の買入れ	その他
随意契約(2社以上の相見積)	250万円以下	160万円以下	100万円以下
随意契約(3社以上の合見積)	1,000万円以下		

なお、この改正例は会計監査人非設置法人を前提としているもので、会計監査人を設置している法人様ではさらなる緩和がありますので、上記の通知を確認のうえ、改正してください。

(4) 関連当事者の注記の内容「計算書類に対する注記(法人全体用)」

法人全体の注記の 12 にある「関連当事者との取引の内容」については主に決算の際に留意すべきことですが、社会福祉法改正に伴う会計基準の改正において、関連当事者の範囲や注記方法が詳細に示されました。関連当事者の範囲としては、常勤の役員または評議員として報酬を受けている者やその近親者(3親等内の親族等)などで、年間取引が 1,000 万円を超える場合に開示対象とされますが、局長通知や課長通知の中には“借入も含まれる”と考えられる記述もあります。

該当が予想される法人様におかれましては、ぜひ一度通知をご確認ください。

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研所属。

「あるある相談コーナー」今までのテーマ

- ①リース会計について
- ⑧費用の勘定科目の使い方
- ②旧会計基準「支払資金」
- ⑨資金収支計算書と事業活動計算書
- ③新会計基準「支払資金」
- ⑩会計基準法令と平成 28 年度決算のスケジュール
- ④新会計基準「給食用材料」
- ⑪社会福祉法改正で変わること
- ⑤社会福祉法人 内部留保と情報公開
- ⑫社会福祉充実残高と社会福祉充実計画
- ⑥社会福祉法人制度改革のゆくえ
- ⑦新会計基準の改正経緯・収入の勘定科目

※市社協HPで過去の記事掲載しています!

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。